

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令  
の一部改正について

平成26年6月19日  
金融庁・総務省

## 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

### 【改正の趣旨】

- 銀行に対する新しい自己資本比率規制の適用に際し、今般、資本の質に関するモニタリングを強化するため、銀行法施行規則に基づく届出事項を追加する改正を行うことを予定している。
- 標記「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」（以下、「命令」という。）の改正は、上記の銀行法施行規則の改正を踏まえ、郵政民営化法上の主務大臣（内閣総理大臣及び総務大臣）への届出事項を追加する。

(参考)

- ・ 郵政民営化法第123条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、同法第120条（届出事項）第1項第8号に規定する内閣府令・総務省令（＝標記命令）の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

## 【改正の概要】（参考資料P 1～P 3参照）

### 資本の質に関するモニタリングの強化に係る届出事項の追加

- 銀行の財務上の健全性を確保するための規制として、銀行法の規定に基づき、自己資本比率規制が設けられている。また、自己資本比率に影響を与え得る行為のうち、新株の発行（資本金の増加）や劣後ローンの調達等一定のものについては、現在、銀行法及び銀行法施行規則において届出事項として規定している。
- 銀行の自己資本比率規制については、平成25年3月より新たな国際統一基準（バーゼル3）、平成26年3月より新たな国内基準が適用されている。これに際して、銀行の資本の質に関するモニタリングを強化する観点から、自己資本比率に影響を与え得る行為のうち、銀行が任意に行う主要なもの（自己株式の処分等）について銀行の届出事項として新たに追加することとしている。（銀行法施行規則第35条第1項第2号の2、第24号の2、第24号の3、第24号の4、第30号、第31号）
- これに伴い、郵便貯金銀行の届出事項として、上記銀行法施行規則に基づく届出と同様の事項の追加をする。（命令第13条第1項第2号の2、第21号の2、第21号の3、第21号の4、第26号、第27号）

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）</u></p> <p>三～二十一 （略）</p> <p><u>二十一の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）を取得しようとする場合</u></p> <p><u>二十一の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部を取得しようとする場合</u></p> <p><u>二十一の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式をいう。）を引き受ける者の募集をしようとする場合</u></p> <p>二十二～二十五 （略）</p>	<p>第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三～二十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二十二～二十五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十三条</p> <p><u>二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合</u></p> <p><u>二十七 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）</u></p> <p>2～6 （略）</p>	<p>第十三条</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2～6 （略）</p>

## (参考条文)

○郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）（抄）

（届出事項）

第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第八項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2～5 （略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）改正案（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）</u></p> <p>三～二十四 (略)</p> <p><u>二十四の二 会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第十八号の三において同じ。）を取得しようとする場合</u></p> <p><u>二十四の三 会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第十八号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合</u></p> <p><u>二十四の四 会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第十八条の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合</u></p> <p>二十五～二十九 (略)</p>	<p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三～二十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二十五～二十九 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十五条</p> <p><u>三十 専ら銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合</u></p> <p><u>三十一 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）</u></p> <p>2～10 （略）</p>	<p>第三十五条</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2～10 （略）</p>